

大和川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会規約

(名称)

第1条 この会議は、大和川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会(以下「協議会」とする。

(目的)

第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、河川管理者、県、市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、大和川上流域において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を下記河川において再構築することを目的とする。

尚、本協議会は水防法第15条の9及び第15条の10により組織する協議会である。

- 1) 国管理区間(大和川、曾我川、佐保川)
- 2) 県管理区間(大和川、葛下川、竜田川、富雄川、曾我川、高田川、葛城川、高取川、飛鳥川、寺川、佐保川、高瀬川、秋篠川、布留川、米川、地蔵院川、岩井川、能登川)
- 3) その他、協議会が必要と認める河川

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。
- 4 協議会は、必要に応じて第1項の協議会構成員の一部からなる部会を設置し、協議会の実施事項の一部を行うものとする。

(幹事会の構成)

第4条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するた

めに各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

三 毎年、出水期前に協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

なお、その他には、要配慮者利用施設、高齢者避難、ダム及びため池の管理施設並びに土砂災害対策を担当する各部署の減災の取り組み実施状況報告を含めるものとする。

（会議の公開）

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

（協議会資料等の公表）

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、近畿地方整備局大和川河川事務所及び奈良県県土マネジメント部河川整備課が行う。

（雑則）

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

本規約は、平成28年4月15日から施行する。

本規約は、平成29年8月30日から施行する。

本規約は、令和元年7月29日から施行する。

本規約は、令和2年7月15日から施行する。

本規約は、令和3年7月20日から施行する。

奈良地方気象台長
奈良県県土マネジメント部長
奈良県奈良土木事務所長
奈良県郡山土木事務所長
奈良県高田土木事務所長
奈良県中和土木事務所長
奈良県吉野土木事務所長
奈良市長
大和高田市長
大和郡山市長
天理市長
橿原市長
桜井市長
御所市長
生駒市長
香芝市長
葛城市長
平群町長
三郷町長
斑鳩町長
安堵町長
川西町長
三宅町長
田原本町長
高取町長
明日香村長
上牧町長
王寺町長
広陵町長
河合町長
大淀町長
近畿日本鉄道株式会社 大阪統括部 施設部長
西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部長
国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所長

奈良地方気象台防災管理官
 奈良県県土マネジメント部河川政策官
 奈良県総務部知事公室防災統括室長
 奈良県奈良土木事務所 計画調整課長
 奈良県郡山土木事務所 計画調整課長
 奈良県高田土木事務所 計画調整課長
 奈良県中和土木事務所 計画調整課長
 奈良県吉野土木事務所 計画調整課長
 奈良市危機管理監危機管理課長
 大和高田市市民部自治振興課長
 大和高田市環境建設部土木管理課長
 大和郡山市総務部市民安全課長
 大和郡山市都市建設部建設課長
 天理市くらし文化部防災安全課長
 天理市建設部土木課長
 橿原市危機管理部危機管理課長
 橿原市まちづくり部道路河川課長
 桜井市市長公室危機管理課長
 桜井市都市建設部土木課長
 御所市市民協働部地域協働安全課長
 御所市産業建設部建設課長
 生駒市総務部防災安全課長
 生駒市建設部事業計画課長
 香芝市都市創造部土木課長
 香芝市生活安全部危機管理課長
 葛城市都市整備部建設課長
 平群町総務防災課長
 平群町都市建設課長
 三郷町総務部総務課長
 三郷町環境整備部都市建設課長
 斑鳩町総務部安全安心課長
 斑鳩町都市建設部建設農林課長
 安堵町総務部総務課長
 安堵町事業部建設課長
 川西町総務課長
 三宅町まちづくり推進部次長
 田原本町総務部防災課長
 高取町総務課長
 高取町事業課長

明日香村総務財政課長

明日香村地域づくり課長

上牧町総務部総務課長

上牧町都市環境部建設環境課長

王寺町総務部危機管理室長

王寺町地域整備部建設課長

広陵町総務部安全安心課長

広陵町事業部都市整備課長

河合町企画部安全安全推進課長

河合町まちづくり推進部まちづくり推進課長

大淀町総務部総務課長

大淀町建設環境部建設産業課長

近畿日本鉄道株式会社 大阪統括部 施設部 工務課長

西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 安全推進室担当室長

国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所副所長

大和川上流部流域治水部会規約

(設置)

第1条 大和川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会規約第3条第4項に基づき「大和川上流部流域治水部会」(以下「部会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 本部会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、大和川上流部において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(部会の構成)

第3条 部会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、部会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を部会に求めることができる。

(部会の実施事項)

第4条 部会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 大和川上流部で行う流域治水の全体像を共有・検討。

二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

三 「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況のフォローアップ。

四 その他、流域治水に関して必要な事項。

(部会資料等の公表)

第5条 部会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、部会の了解を得て公表しないものとする。

2 部会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第6条 部会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、近畿地方整備局大和川河川事務所及び奈良県県土マネジメント部河川整備課が行う。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、部会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、

部会で定めるものとする。

(附則)

本規約は、令和2年7月15日から施行する。

奈良県県土マネジメント部長

奈良県奈良土木事務所長

奈良県郡山土木事務所長

奈良県高田土木事務所長

奈良県中和土木事務所長

奈良県吉野土木事務所長

奈良市長

大和高田市長

大和郡山市長

天理市長

橿原市長

桜井市長

御所市長

生駒市長

香芝市長

葛城市長

平群町長

三郷町長

斑鳩町長

安堵町長

川西町長

三宅町長

田原本町長

高取町長

明日香村長

上牧町長

王寺町長

広陵町長

河合町長

大淀町長

国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所長